

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：11201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2017

課題番号：24520734

研究課題名(和文) 城柵論の再構築にもとづく東北古代史の研究

研究課題名(英文) study of northerneast ancient history based on re-examination of josaku

研究代表者

樋口 知志(Higuchi, Tomoji)

岩手大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：10198989

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,200,000円

研究成果の概要(和文)：7～10世紀における古代東北の城柵の歴史的展開と、その間の律令国家と蝦夷社会との関係を軸とする政治過程について、最新の文献史学・考古学研究の諸知見を踏まえて研究をおこなった。その結果として、(1)阿弖流為の生涯と奈良末～平安初頭の征夷戦争に関する新たな歴史像を提示する、(2)『続日本紀』『日本後紀』『日本三代実録』など六国史の征夷・対蝦夷政策関係記事の史料批判にもとづき、古代政治史に関する新たな論点を提示する、(3)ミヤケ制・伴造制との関連性を重視し、古代東北城柵の成立について新たな見通しを提示する、などの諸成果を得た。

研究成果の概要(英文)：I studied historical development of northerneast josaku in 7-10 century and political process of a relationship between ritsuryo nation and emishi society based on latest achievements of literary history and archeology. As a result, I acquired achievements, (1)A lifetime of Aterui and new historical image of war between rituryo nation and emishi society, (2)New findings of ancient political history based on criticism of rikkokushi, (3)New opinion of establishment of northerneast josaku based on relevance of miyake and tomonomiyatsuko systems.

研究分野：日本古代史

キーワード：城柵 律令国家 蝦夷 征夷戦争 陸奥国 出羽国 鎮守府 官衙遺跡

1. 研究開始当初の背景

日本古代史学界において、東北の城柵の概念規定をめぐる近年議論が展開されている。1990年代以来通説の座を占めた今泉隆雄氏の「城司制論」を核とするこれまでの理解に対して、近年熊谷公男氏が全く新たな見解を提示している。そのように東北城柵に対する基本的認識が統一されていない現状において、論争を止揚し私なりの新たな城柵論を提示したいと考えたのが、本研究の起点であった。

また、近年東北城柵それ自体の考古学的調査・研究も長足の発展を遂げており、それらを東北古代史像の再構築のために活かすべく、新たな研究を進める必要も痛感していた。とくに、城柵の成立史やその展開について、最新の考古学的知見を踏まえつつ明らかにしていくことを課題として念頭に置いていた。

さらに、従来の東北古代史研究には、蝦夷の叛乱→官軍の征夷といったような単純な二項対立的図式によって一連の歴史過程を説明しようとする傾向が強くあり、そうした予断になんでも結びつけるやりかたではない、もっと精緻な政治史的考察の方法を深化させることが必要であるとも常々考えていた。具体的には、六国史の征夷・対蝦夷政策に関する諸記事の本格的な史料批判にもとづく政治過程の再構成をめざして研究を進める必要があると認識していた。

2. 研究の目的

近年通説の再検討が強く求められている東北城柵論の再構築を中心的課題にすえ、律令国家による奥羽支配の実態や、国家および国家側社会と蝦夷社会との政治・経済・社会的諸関係の史的展開について、文献史学と考古学の最新の研究動向を踏まえて考究する。対象とする時代は主に7世紀から10世紀までとし、城柵制支配の初源期から、城柵が廃絶し「館」を拠点とした支配へと変容していくまでの一連の諸段階について、新たな理解を提示する。また奥羽北半の在地社会が、蝦夷社会の再編成や蝦夷族長層の台頭などの影響を受けながら大きく変容していく過程についても、新たな視点より史料の読み直しをおこない再考する。

3. 研究の方法

まず城柵や奥羽古代史に関わる考古学研究の最先端の研究成果の把握・理解と、東北地方各地の諸城柵・諸遺跡を中心としたフィールドワークをおこない、文字情報以外の即物的・空間的な諸情報の収集・分析を進める。また近世後期以来の当該地域史に関する成果を調査・収

集し、研究史に深く学ぶことも重要。それらの作業をおこなったうえで、近年の先学による研究成果を批判的に継承しながら、文献史料の徹底的な読み直しをおこなう。さらに六国史など本研究で使用する文献史料について、近年のたいへん質の高い文献学的研究の成果に深く学びつつ、写本調査にもとづく本文校勘や、それぞれの編纂事情・歴史的背景などを踏まえた慎重な史料批判といった基礎作業にもきちんとして取り組み、研究成果に反映させていく。

4. 研究成果

2012年度

「律令国家形成期における陸奥国と関東との地域間交流 寺院・官衙の瓦に関する考古学の研究成果を手がかりに」と題する論考を執筆・刊行。多賀城創建前の7世紀中葉～8世紀前葉における関東から陸奥国への移民や地域相互の交流の動向を探るとともに、その背後に大化前代より東北経営を担っていた上毛野氏勢力の影響があったことを推察した。

「弘仁二年の征夷と徳丹城の造営」と題する論考を執筆・刊行。阿弔流為降伏後の征夷終焉期の陸奥国北部における城柵造営の特質とその歴史的意義を論じたもの。同年の征夷と志波城南遷＝徳丹城造営との具体的関係について論理整合的に捉え直すとともに、徳政相論の前後における対蝦夷政策の変遷について先行学説の問題点を指摘したうえで私見を論じた。

2013年度

『阿弔流為 夷俘と号すること莫かるべし』と題する単著を執筆・刊行。蝦夷族長阿弔流為の軌跡を中心に奈良～平安初期の奥羽政治史の全体的趨勢を明快な歴史叙述として著そうとしたもの。律令国家と蝦夷社会との歴史的関係を単純な敵対関係として捉えるのではなく、両社会間の交流・交易を軸とした相互の影響関係に注目しつつ、複雑な政治過程の全容を多面的な視点より考察、新たな歴史像を描き出した。

2014年度

「古代接触領域としての奥六郡・平泉」と題する論考を執筆・刊行。奥六郡と平泉を中心とした8～12世紀の東北北部地域史の通史的叙述を主とするが、(1)北上盆地諸郡(奥六郡)と城柵制支配との関係、(2)城柵と流通経済・水陸交通との結節のありよう、(3)10世紀における城柵制支配廃絶の様相と新たな支配体制への転換など、本研究の主題と深く関連する論点を盛り込んでいる。

2015 年度

「元慶の乱と『日本三代実録』」と題する論考を刊行（執筆は前年）。『三代実録』中の乱関係記事に本格的な史料批判を加え乱の経過について再考したものであり、とくに元慶2年3月29日条、同年8月4日条の二条文に焦点を当てた考察をおこなった。その結果、(1)乱の関係記事には、藤原保則を「良吏」、前出羽介良岑近を「酷吏」として対照的に捉える『三代実録』編纂段階における後時的な人物評価にもとづく顕著な脚色・潤色が施されていること、(2)乱当時、保則を中心とする現地官軍首脳と藤原基経を中心とする中央政府首脳との間には相当深刻な政策路線の対立があったが、それらを隠蔽しあたかも両者が融和的であったかのようにみせるためのさまざまな虚構が『三代実録』編者の手によって設えられていること、などを明らかにした。

「藤原保則 激動の時代を生きた良吏」と題する論考を執筆・刊行。元慶の乱の平定に大きな貢献をなした保則の人生の軌跡の中に乱平定の出来事を位置づけるとともに、平安前期政治史と乱との具体的な関連について一定の考察をおこなった。

2016 年度

編著として、『前九年・後三年合戦と兵の時代（東北の古代史5）』を刊行。同書中の「五 前九年合戦」、「六 後三年合戦から平泉開府へ」の2章と「序 前九年・後三年合戦の時代」、コラム「安倍・清原氏の祖先系譜」、「前九年・後三年の呼称」を執筆した。主たる内容は本研究が対象とするより後の時代に関わるものであるが、古代城柵廃絶後の奥羽両国の政治情勢について諸方面に目配りしつつ詳細な政治史的叙述をおこなった。また編集作業の過程において、北上・横手両盆地における城柵廃絶と安倍・清原氏の勢力伸長との関係について、他の執筆者の方々と多岐にわたる情報交換をおこなうことができ、きわめて有益であった。

共著として、『アテルイと東北古代史』と題する著書を刊行。同書中の「第一部 座談会 アテルイの歴史像」において、熊谷公男・伊藤博幸・八木光則・鈴木拓也の諸氏と阿弔流為の人物像や征夷戦争をめぐる理解をめぐって論戦を展開した。

なお本年度は研究終了年度にあっていたが、学内での公務が多忙で思うように研究時間が取れなかったことにより、翌年度まで研究期間を延長することとした。

2017 年度

「文献史料からみた古代東北の城柵」と題する研究発表（口頭）をおこない、同題の予稿を刊行した。またその予稿をもとに「古代東北の城柵について」と題する論考を執筆、2018年秋頃に刊行の予定である。

完成稿の「古代東北の城柵について」では、まず今泉隆雄氏の「城司制論」の是非について論じ、奥羽両国内の諸城柵への国司派遣は常駐ではなく、蝦夷に対する朝貢・饗給儀礼施行などの諸用務による派遣と考えるべきだとし、「城司制」に替えて「城柵専当国司制」を提唱した。またいわゆる困郭集落をも城柵の範疇に入れて考える熊谷公男氏の論に対して、そうした考え方は成立しがたいことを明確に示し、城柵と称し得るのは「城柵専当国司」の派遣対象となっている施設に限られることを論じた。さらに、7世紀段階の初期の城柵の成立にはミヤケ制・伴造制といった律令制前の地方支配制度が大きな影響を与えていたと考えられることや、養老職員令大國条の「饗給」と大宝官員令同条の「撫慰」とは決して同意ではなく、その書きかえの背景には8世紀前期における律令国家による対蝦夷政策の重大な展開が伏在していたとみられることなどを論じた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 8 件)

1. 樋口知志：文献史料からみた古代東北の城柵，一般財団法人國學院大學院友会岩手県支部・蝦夷研究会公開講演会 古代蝦夷と城柵，ツーワンライフ，2017年，pp23-32，査読無し
2. 樋口知志：窪田大介氏の訃，日本歴史，第829号，2017年，pp122-123，査読無し
3. 樋口知志：阿弔流為の降伏と徳政相論，アルテス リベラレス（岩手大学人文社会科学部紀要），第91号，2016年，pp67-93，査読無し
4. 樋口知志：元慶の乱と『日本三代実録』，国史談話会雑誌，第56号，2015年，pp196-213，査読有り
5. 樋口知志：書評 今津勝紀著『日本古代の税制と社会』，日本史研究，第626号，2014年，pp59-68，査読有り
6. 樋口知志：古代地域史・人物史の可能性と阿弔流為，ミネルヴァ通信「究」，第35号，2014年，pp38-39，査読無し
7. 樋口知志：『陸奥話記』と『奥州後三年記』，歴史と地理（日本史の研究），通巻665号，2013年，pp30-36，査読無し

8. 樋口知志：弘仁二年の征夷と徳丹城の造営，アルテス リペラレス（岩手大学人文社会科学部紀要），第 91 号，2013 年，pp55-69，査読無し

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 8 件)

1. 熊谷公男編（樋口知志他 7 名）：アテルイと東北古代史，高志書院，2016 年，pp51-216.
2. 樋口知志編：前九年・後三年合戦と兵の時代（東北の古代史 5），吉川弘文館，2016 年，全 294p.
3. 吉川真司編（樋口知志他 15 名）：古代の人物第 4 巻平安の新京，清文堂，2015 年，pp369-385.
4. 李成市編（樋口知志他 13 名）：岩波講座日本歴史第 20 巻地域論 テーマ巻 1，岩波書店，2014 年，pp59-85.
5. 樋口知志：阿弖流為 夷俘と号すること莫かるべし，ミネルヴァ書房，2013 年，全 352p.
6. 川尻秋生編（樋口知志他 7 名）：週刊朝日百科 新発見！日本の歴史 13 平安時代 1 平安遷都の構想力，朝日新聞出版，2013 年，pp7.
7. 岩手県歴史研究会編（樋口知志他 6 名）：前九年合戦 終焉 950 年記念平和祈念祭シンポジウム，ツーワンライフ，2013 年，pp27-57,61-69.
8. 国土舘大学考古学会編（樋口知志他 10 名）：古代社会と地域間交流 寺院・官衙・瓦からみた関東と東北，六一書房，2012 年，pp199-216.

〔産業財産権〕

出願状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

樋口 知志 (HIGUCHI Tomoji)
岩手大学・人文社会科学部・教授
研究者番号：10198989

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 研究協力者

()